



循環税関係補助事業のお知らせ

北海道
平成27年3月

道では、「北海道循環資源利用促進税」の税収を財源に、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する設備整備や研究開発、実証実験などに対する補助を行っています。

循環資源利用促進施設設備整備費補助金（設備整備）

補助対象事業者	道内の事業所（設置予定を含む。）で産業廃棄物を排出または処理する事業者（個人又は法人）
補助対象事業	① 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、再資源化・製品化に係る設備機器の整備 ② 他者が排出する産業廃棄物の再資源化・製品化に係る設備機器の整備
補助率	1/2以内（汚泥、廃プラスチック類の再資源化・製品化に係る設備機器の設置2/3以内）
補助対象経費	機械装置費、施設整備費、委託費、その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの
補助限度額	① 排出抑制・減量化 1億円 ② 再資源化・製品化 3億円

リサイクル技術研究開発補助金（研究開発）

補助対象事業者	道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る。）
補助対象事業	産業廃棄物の排出抑制・減量化（自ら排出する場合に限る。）又は再資源化・製品化に資するための研究開発であって、自らその成果の事業化をめざすもの ・ 基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る。） ・ 応用研究 ・ 実用研究 ・ 試作研究 ・ 技術改善
補助率	① 道内に主たる事業所を置く中小企業、又はグループ（代表者は中小企業で、かつ構成員の半数以上が中小企業である者に限る。） 2/3以内 ② ①以外 1/2以内
補助対象経費	原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、賃金、特許実施費、先行技術等調査費、機械購入費、（機器等の）リース料・レンタル料
補助限度額	1千万円

リサイクル産業創出事業費補助金（実証実験・市場調査）

補助対象事業者	道内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（NPO法人等を含む。）又はそのグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る。）	
補助対象事業	① リサイクル製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う実証実験（試作品作製を含む。） ② リサイクル製品の収益性・物流・販路等のマーケティング調査等を目的として行う市場調査	
補助率	① 道内に主たる事務所を置く中小企業、又は全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ	3/4以内
	② ①以外	1/2以内
補助対象経費	原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、その他知事が必要と認める経費	
補助限度額	5百万円（市場調査のみの場合は2百万円）	

募集期間

例年、4月上旬～5月中旬の期間（平成27年度については、決まり次第HPでお知らせします。）

応募方法

申請書に関係書類を添え、募集期間内に下記へ提出してください。

選考方法

学識経験者で構成する審査委員会で審査の上、道が予算の範囲内で採択します。

◎詳細は、北海道のホームページの以下のURLをご参照ください。

【循環税事業】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei/index.htm>

【施設設備整備費補助金】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei-setubiseibi.htm>

【リサイクル技術研究開発補助金】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei-kenkyu.htm>

【リサイクル産業創出事業費補助金】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kankyousangyo/recyclehojyo.htm>

◎お問い合わせ・ご相談、申請書の提出先

【施設設備整備費補助金・リサイクル技術研究開発補助金】

北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 循環推進グループ（循環税担当）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-231-4111（内線24-331） FAX：011-232-4970

【リサイクル産業創出事業費補助金】

北海道 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 環境産業グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-231-4111（内線26-157） FAX：011-222-5975